

コロナ禍における物価高騰の状況下でも安心して学習や生活ができるよう学生等のみなさんの学業の継続を応援するため、学生等支援交付金の支給を実施します。

◆対象者

1. 大学、短期大学、専門学校、進学予備校に在学中で正規に就労していない方。
2. 令和4年10月1日時点で真鶴町に住民票がある平成16年4月1日までに生まれた学生等本人または就学のため転出した学生等の生計維持者で、令和4年10月1日時点で真鶴町に住民票がある方。

◆交付額 1人当たり5万円

◆申請方法

対象者となる可能性のある平成12年4月2日生まれから平成16年4月1日生まれまでの方に令和4年10月下旬から順次、お知らせと申請書を送付しております。申請書に必要事項を記入し、同封の返信用封筒にて返送してください。

※支給対象に該当しない場合もお手数ですが送付した真鶴町学生等支援交付金のお知らせに住所・氏名をご記入いただき、返信してください。

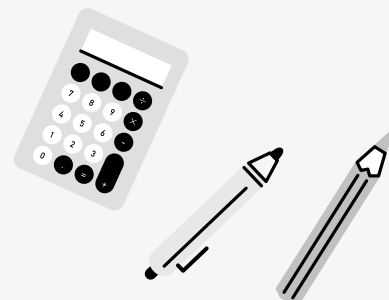
☆申請書が送付されない方について

平成12年4月1日以前に生まれて、本交付金の対象となる方は下記すべての提出書類を持参し、役場窓口にて直接申請してください。

◆提出書類

1. 学生等支援交付金申請書
 2. 学生証等(学生証、在学証明書)の写し
 3. 健康保険証の写し
 4. 振込口座の通帳見開き部分(名義人名(カナ)、金融機関名、支店名、口座番号が確認できる部分)やキャッシュカードの写し
- ※申請書は役場窓口またはホームページでダウンロードできます。

◆提出期限 令和4年12月28日(水)(消印有効)



マイナンバーカードがますます便利に！ マイナポイント第2弾は12月末まで！

☎問い合わせ(マイナンバーカード) 税務町民課 内線☎244
(マイナポイント) 政策推進課 内線☎314

最大20,000円分が受け取れるマイナポイント第2弾対象のマイナンバーカード申請期限は令和4年12月末まで、マイナポイントの申し込み期限は、令和5年2月末までです。

2024年秋に健康保険証の原則廃止によるマイナンバーカードとの一体化の方針、また免許証機能の導入も早まる可能性があるなど、マイナンバーカードの利便性は更に高まっています。

申請・交付サポート続きます！

役場で無料の顔写真撮影や、写真をプリントアウトして提出を行う、申請サポートサービスを継続しています。ぜひご利用ください。

◆持ち物 マイナンバーカード交付申請書(無い人は役場で用意します。)

◆平日 午前8時30分～午後5時15分

◆休日 毎週日曜日(11月20日は、交付は行いません)午前9時～午後5時

◆夜間 毎週木曜日 午後5時15分～午後8時(11月3日除く)

◆場所 平日、休日 税務町民課 夜間：役場正面玄関特設コーナー

※交付には交付通知書、身分証明書等が必要になります。

※マイナポイントの申し込みは平日のみになります。

◆出張申請サポート なびら市(真鶴港岸壁広場)11月27日(日)午前10時～午後1時